# 「健康増進法の一部を改正する法律」に伴う 第一種施設の受動喫煙防止対策に関するアンケート調査結果

#### I 調査概要

1 目的

「健康増進法の一部を改正する法律」(以下「改正法」)が平成30年7月25日公布され、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等は区分に応じ、当該施設等の一定の喫煙場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定められた。第一種施設(学校・病院・児童福祉施設・行政機関の庁舎)は7月1日施行となる。

今回、管内市町村、児童福祉施設(保育所)、学校、病院・診療所・歯科診療所の受動喫煙防止対策を把握し、今後の受動喫煙防止対策の推進方法の検討に資することを目的として調査を実施した。

2 調査対象施設及び調査内容(別添調査票)

管内583施設

対象施設内訳及び調査内容

- ①市町村(15市町村):庁舎の受動喫煙防止対策、第一種施設リスト作成状況、改正法啓発状況
- ②病院・診療所・歯科診療所(426施設): 改正法の認識状況、受動喫煙防止対策
- ③管内児童福祉施設で、沖縄県禁煙施設認定推進制度において認定されていない施設及び沖縄 県禁煙施設認定推進制度において施設内完全禁煙施設として認定されている施設

(保育所・認定こども園等)、学校等(142施設)

: 改正法の認識状況、受動喫煙防止対策

- 3 調査方法:調査票郵送し、FAXにて回答
- 4 調査期間:令和元年5月17日~6月14日

# Ⅱ 結果の概要

- 1 全体の状況
- (1) 調査票の回収状況
  - ①対象施設数:581施設

内訳 市町村15、医療機関424<sup>※</sup>、児童福祉施設(保育所等) 学校等142 ※調査票を送付した583施設から、休診、閉院2施設を対象施設から除外した。

②回収数459施設 回収率79.0%

#### (2)受動喫煙防止対策

①施設の状況

敷地内禁煙264施設(57.5%)、施設内禁煙190施設(41.4%)

建物内喫煙可能5施設(1.1%)

内訳については下表を参照。詳細については「2 施設別」に記載。

	全	体	市町村		医療機関		児童福祉 施設学校等	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
敷地内 禁煙	264	57. 5%	3	20. 0%	151	47. 9%	110	85. 3%
施設内 禁煙	190	41. 4%	12	80. 0%	159	50. 5%	19	14. 7%
建物内 喫煙可能	5	1. 1%	0	0.0%	5	1. 6%	0	0.0%
計	459	100.0%	15	100.0%	315	100.0%	129	100.0%

②施設内禁煙、建物内喫煙可能と回答した施設の「敷地内禁煙予定の有無」について 敷地内禁煙予定あり27施設(13.8%)、未定157施設(80.5%)、回答なし11施設(5.6%)

③特定屋外喫煙場所の設置状況について(回答した264施設の状況)

設置状況	回答数	割合		
設置なし	144	54. 5%		
設置あり	90	34. 1%		
検討中	28	10. 6%		
未定	2	0.8%		
計	264	100.0%		

118施設(44.7%)が特定屋外喫煙場所の「設置あり」あるいは「検討中」と回答している。

内訳

F 3 (I) (								
設置状況	全	体	市町村		医療機関		児童福祉 施設学校等	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
設置なし	144	54. 5%	4	26. 7%	130	67. 7%	10	17. 5%
設置あり	90	34. 1%	4	26. 7%	42	21. 9%	44	77. 2%
検討中	28	10. 6%	5	33. 3%	20	10. 4%	3	5. 3%
未定	2	0.8%	2	13. 3%	0	0. 0%	0	0.0%
計	264	100.0%	15	100.0%	192	100.0%	57	100.0%

#### (3) まとめ

第一種施設の敷地内禁煙施行期日は令和元年7月1日であるが、敷地内禁煙未実施と回答した施設の8割が実施時期が「未定」と回答していた。

また、特定屋外喫煙場所の設置について回答した施設の約45%が、「設置あり」あるいは「検討中」と回答していた。

特定屋外喫煙場所は、第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所と定義され、

- ・喫煙をすることができる場所が区画されていること
- ・喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること
- 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること

が要件となっている。但し、第一種施設については、受動喫煙により健康を損なう恐れが高い者が主として利用する施設であることから、敷地内禁煙とすることが原則であり、特定屋外喫煙場所の設置は推奨されてはいないことから、施設の理解が十分であるか懸念がある。

なお、今回の調査は改正法の第一種施設への施行日以前に実施されたものであることから、「特定屋外喫煙場所を設置していますか」という設問では、設問の意図が十分に伝わらず、回答者を混乱させたかもしれない。

## 2 施設別

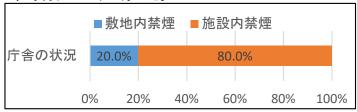
(1) 市町村(15市町村)

回収数(率):15市町村(100%)

① 庁舎の状況(敷地内禁煙・施設内禁煙・建物内喫煙可能)

敷地内禁煙3市町村(20.0%)、施設内禁煙12市町村(80.0%)であった。

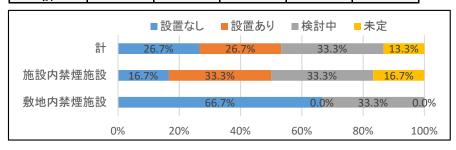
庁舎の状況		割合
敷地内禁煙		20.0%
施設内禁煙	12	80.0%
計	15	100.0%



#### 【特定屋外喫煙場所の設置状況】

喫煙所を設置あるいは今後設置を検討している市町村数は、9市町村(60.0%)で、設置なし4市町村 (26.7%)、未定2市町村(13.3%)であった

(	77、木足2川町で(13.3%) とめつた。						
		設置なし	設置あり	検討中	未定	計	
	敷地内禁煙	2	0	1	0	3	
	施設内禁煙	2	4	4	2	12	
	計	4	4	5	2	15	



※特定屋外喫煙場所の設置場所としては、庁舎裏側・裏口、ベランダ、駐車場空き地などがあがっ ていた。

# 【敷地内禁煙とする時期(施設内禁煙12市町村)】

6市町村が7月までに敷地内禁煙予定と回答。

時期	市町村数	割合
7月	6	50.0%
未定	6	50.0%
計	12	100.0%

- ※未定の理由
  - ・現在実施するかも含め検討中
  - ・受動喫煙防止に配慮済みのため
- ・敷地内禁煙に向けて調整中・分煙スペースを検討している
- 特定屋外喫煙場所の設置を検討しているため

#### ② 市町村で管理している第一種施設について

健康増進法第25条の6において、特定施設等の管理権限者等の責務として、「当該特定施設等の喫煙禁 止場所に専ら喫煙の用に供されるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはな らない」と規定されている。市町村は管理している第一種施設については状況を把握しておく必要がある。

# a 施設リスト\*\*の作成状況について

リストを作成したのは3市町村、作成なしは12市町村であった。作成なしと回答した市町村の今後の作成 予定は、予定ありが7市町村、予定なしが5市町村であった。

※「施設リスト」は法律上定義された文言ではなく、施設の名称等が記載された一般的な一覧表の意味として使用している。

作成状況	市町村数	割合
作成した	3	20.0%
作成なし	12	80.0%
計	15	100.0%

_ 11 //4 0.1	<u> </u>					
今後の作成	市町村数	割合				
予定あり	7	58.3%				
予定なし	5	41.7%				
計	12	100.0%				

■「作成なし」の今後の作成予定

作成なしの7市町村中6市町村で8月までには作成予定としている。

作成予定なし5市町村中、記載のあった3市町村の内容は「作成義務不明」、「庁舎以外は敷地内禁煙」、 「庁舎1か所しかない」であった。

ロリスト作成予定時期

<u>ロソヘドIFIX ア足时の</u>			
時期	市町村数		
6月	5		
8月	1		
未定	1		
計	7		

## 《参考》

5市町村から提出のあった第一種施設リストに掲載の多かった施設名は、庁舎、公民館、小・中学校、児童館(児童センター)、学校給食センター、保健相談センター等であった(下表)。

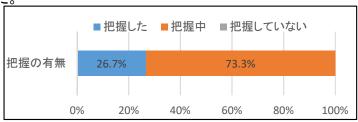
施設名	市町村数
庁舎	5
公民館	5
小·中学校	4
児童館、児童・生徒交流センター、児童センター	4
共同調理場・学校給食センター・学校給食共同調理場	4
保健相談センター・保健センター・保健指導所	3
図書館	3
保育所	3
幼稚園	3
コミュニティーセンター	3
運動公園・多目的屋外運動場:多目的屋内運動場	2
消防庁舎	2
離島振興総合センター	2
公営住宅·公営団地	2

- ※市町村により掲載されている施設の種類に差があった。
- ※行政管理台帳から第一種施設、第二種施設に振り分けるのが難しいとの相談もあった。

# b 受動喫煙対策防止の把握について

市町村の管理する第一種施設について、把握していると回答したのは4市町村(26.7%)であった。 把握していないと回答した市町村はなかった。

把握の有無	市町村数	割合
把握した	4	26.7%
把握中	11	73.3%
把握していない	0	0.0%
計	15	100.0%



# c 法改正の啓発について 【法改正の啓発実施状況】

実施内容は、ホームページ、広報誌、チラシ、ポスター、看板設置、職員向け周知、敷地内及び公用車内における喫煙禁止及び灰皿等の撤去であった。

啓発状況	市町村数	割合
実施した	3	20.0%
実施していない	12	80.0%
計	15	100.0%

実施していないと回答した12市町村は、今後「実施を予定している」あるいは「検討中」であった。

# ③ まとめ

市町村庁舎及び第一種施設は令和元年7月1日から「敷地内禁煙」の施設となる。しかしながら、庁舎について12市町村(80%)が調査時点では「施設内禁煙」であり、その半数である6市町村で「敷地内禁煙」への実施時期未定と回答していた。

庁舎について「施設内禁煙」と回答した市町村では、4市町村で喫煙所が設置されており、4市町村で設置 予定、2市町村で設置は未定と回答していた。今後喫煙所の設置を予定あるいは、調査時点で設置されている市町村においては、受動喫煙防止が図られているかの確認が必要かもしれない。

第一種施設は、市町村が管理する施設であり、管理権原者として受動喫煙防止対策を実施する責任があるため、市町村内の第一種施設を把握し、住民へも当該施設における受動喫煙防止への協力周知を図ることが求められる。

## (2) 病院・診療所・歯科診療所

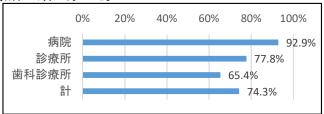
送付数(426施設)より、休診・閉院の2施設を対象から除外し調査対象施設424施設とした。

回収数(率):315施設(74.3%)

病院、診療所、歯科診療所の回収数、回収率は表のとおり。

回収率は病院が最も高く、次いで診療所、歯科診療所の順であった。

施設	対象施設数	回収数	回収率
病院	28	26	92.9%
診療所	243	189	77.8%
歯科診療所	153	100	65.4%
計	424	315	74.3%

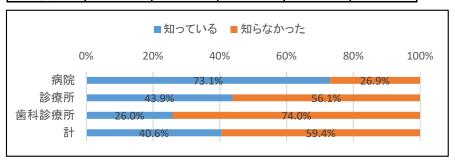


# ①「健康増進法の一部を改正する法律」の公布についての認識状況

全体では、「知らなかった」との回答が多かった。

施設別では、病院は知っている割合が高く、歯科診療所は知らなかった割合が高かった。診療所は、両者の中間程度の認識状況であった。

施設	知って	こいる	知らな	かった	合計
心心	回答数	割合	回答数	割合	
病院	19	73.1%	7	26.9%	26
診療所	83	43.9%	106	56.1%	189
歯科診療所	26	26.0%	74	74.0%	100
計	128	40.6%	187	59.4%	315



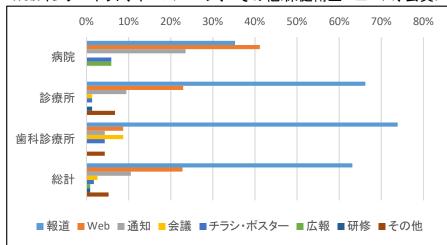
# 【「知っている」と回答した施設の認識したきっかけ(複数回答)】

認識したきっかけは、全体では報道(63.2%)が最も多く、次いで、Web(22.8%)、通知(10.5%)の順であった。

■無回答施設を除いた114施設の状況

■無凹台池設を除いた114池設の状況								
認識契機	病院		診療	<b>§所</b>	歯科語	<b>沴療所</b>	総	計
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
報道	6	35.3%	49	66.2%	17	73.9%	72	63.2%
Web	7	41.2%	17	23.0%	2	8.7%	26	22.8%
通知	4	23.5%	7	9.5%	1	4.3%	12	10.5%
会議	0	0.0%	1	1.4%	2	8.7%	3	2.6%
チラシ・ポスター	1	5.9%	1	1.4%	1	4.3%	3	2.6%
広報	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.9%
研修	0	0.0%	1	1.4%	0	0.0%	1	0.9%
その他	0	0.0%	5	6.8%	1	4.3%	6	5.3%
回答施設数	17	100.0%	74	100.0%	23	100.0%	114	100.0%

Web:インターネット、ホームページ、 その他:保健衛生ニュース、会員メール等



施設別の認識の きっかけは、病院で は、Web、報道、通 知の順であり、診療 所は報道、Web、通 知の順、歯科診療所 は報道、Web,会議の 順であった。

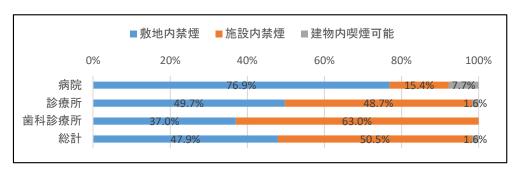
# ② 施設の受動喫煙防止対策について

#### a 施設の状況

敷地内禁煙151施設(47.9%)、施設内禁煙159施設(50.5%)、建物内喫煙可能5施設(1/6%)、建物内 喫煙可能と回答したのは、精神科病院、精神科診療所、施設内診療所であった。

施設別でみると、病院は敷地内禁煙が多く(20施設、76.9%)、診療所は、敷地内禁煙と施設内禁煙がほぼ同数で、歯科診療所は施設内禁煙が多かった(63施設、63.0%)。

施設 敷地内禁煙		施設内	施設内禁煙		契煙可能	総計		
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
病院	20	76.9%	4	15.4%	2	7.7%	26	100.0%
診療所	94	49.7%	92	48.7%	3	1.6%	189	100.0%
歯科診療所	37	37.0%	63	63.0%	0	0.0%	100	100.0%
総計	151	47.9%	159	50.5%	5	1.6%	315	100.0%

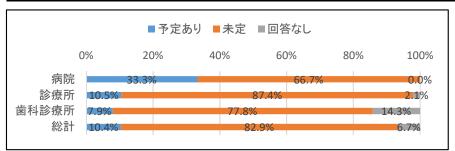


## b 敷地内禁煙とする時期の設定の有無

施設内禁煙、建物内喫煙可能と回答した164施設について、敷地内禁煙とする時期について、「予定あり」17施設(10.4%)、「未定」136施設(82.9%)であった。(下表)

全ての施設で、未定の割合が高かった。

施設	歩 予定あり		未	定	回答	なし	総計
心心	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数
病院	2	33.3%	4	66.7%	0	0.0%	6
診療所	10	10.5%	83	87.4%	2	2.1%	95
歯科診療所	5	7.9%	49	77.8%	9	14.3%	63
総計	17	10.4%	136	82.9%	11	6.7%	164



- ・「予定あり」と回答した17施設では、敷地内禁煙とする時期は、法施行開始7月までにとする回答が13施設だった。
- ・「未定」と回答した136施設の理由は、テナント開業・複合施設・借地53施設(39.0%)、喫煙者がいるため13施設(9.6%)、検討中・今後検討11施設(8.1%)の順で記載数が多かった。(下表)
- ・施設別の記載されている理由では、診療所及び歯科診療所ともに「テナント開業・複合施設・借地」が最も多かった。

理由	病	院	診療	<b>§</b> 所	歯科語	<b>诊療所</b>	療所総	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
テナント開業・複合施設・借地	1	25.0%	24	28.9%	28	57.1%	53	39.0%
喫煙者がいるため	0	0.0%	13	15.7%	0	0.0%	13	9.6%
検討中・今後検討	0	0.0%	10	12.0%	3	6.1%	13	9.6%
敷地・駐車場管理が難しい	0	0.0%	2	2.4%	4	8.2%	6	4.4%
その他	1	25.0%	3	3.6%	1	2.0%	5	3.7%
なし	1	25.0%	4	4.8%	0	0.0%	5	3.7%
記載なし	1	25.0%	27	32.5%	13	26.5%	41	30.1%
総計	4	100.0%	83	100.0%	49	100.0%	136	100.0%

その他:禁煙指導が不十分、近隣住民への迷惑行為などへの懸念、駐車場のみOK、移転の予定あり施設外で喫煙されても、施設内への影響はない

## c 特定屋外喫煙所の設置について

回答のあった192施設について、設置なし130施設(67.7%)、設置あり42施設(21.9%)、検討中20施設(10.4%)であった。回答なし123施設中118施設が敷地内禁煙の施設であった。

施設別でみると、病院では設置している割合が高く、診療所、歯科診療所では、設置していない割合が高かった。また、病院では、設置を検討している割合が診療所及び歯科診療所に比べ高かった。

施設 設置		なし	設置	あり	検討	中	計
心心。这	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数
病院	1	12.5%	5	62.5%	2	25.0%	8
診療所	71	64.5%	29	26.4%	10	9.1%	110
歯科診療所	58	78.4%	8	10.8%	8	10.8%	74
総計	130	67.7%	42	21.9%	20	10.4%	192

施設		回答なし	
心心。古文	施設数	施設数 敷地内禁煙	
病院	18	18	100.0%
診療所	79	77	97.5%
歯科診療所	26	23	88.5%
総計	123	118	95.9%

※特定屋外喫煙場所を設置している場所として、出入口近く、庭、ベランダや建物の外などが多く記載されていた。

※設置なしの理由として記載が多かった内容は、テナント開業・複合施設・借地、禁煙推進のため、敷地が手狭などであった。

# ④ まとめ

医療機関は、不特定多数の人々が利用する第一種施設に分類され、敷地内禁煙の対象となる。 調査時点において、敷地内禁煙であった施設は151施設(47.9%)と対象施設の半数に満たなかった。 また、施設内禁煙・建物内喫煙可能施設164施設中、敷地内禁煙とする時期についても、147施設(89.6%) が未定・無回答であった。

診療所、歯科診療所はいわゆるテナントとして、開業している形態も多く、所有者や他の入居者等との調整に困難さが伴う可能性がある。

特定屋外喫煙場所は、第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所である必要があるが、記載された設置場所については受動喫煙が生じないことの確認が十分とはいえない。

#### (3) 児童福祉施設(保育所等)、学校等

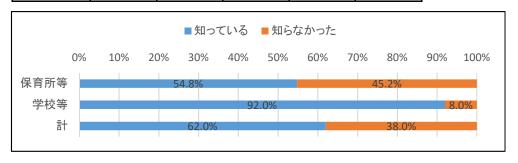
対象は、沖縄県禁煙認定推進制度において認定を受けていない施設及び沖縄県禁煙施設認定推進制度において施設内完全禁煙施設として認定されている施設である児童福祉施設(保育所等)114施設、学校等26施設、合計142施設。

回収数は、保育所等104施設、回収率89.7%、学校等25施設、回収率96.2%、合計129施設、回収率90.8%であった。

#### ① 「健康増進法の一部を改正する法律」も公布についての認識状況

「知っている」80施設(62.0%)、「知らなかった」49施設(38.0%)。学校等では、92.0%が「知っている」と回答していた。

施設	知って	こいる	知らな	かった	計
心心。这	施設数	割合	施設数	割合	ĀΙ
保育所等	57	54.8%	47	45.2%	104
学校等	23	92.0%	2	8.0%	25
計	80	62.0%	49	38.0%	129



# 【「知っている」と回答した施設の認識したきっかけ(複数回答)】

認識したきっかけは、全体では通知44施設(55.0%)、報道38施設(47.5%)が多かった。保育所等では、通知と報道がほぼ同数、学校等では通知と回答した施設が多かった。

THE PROPERTY OF THE PROPERTY O							
認識契機	保育	所等	学校	交等	総計		
心眼天饭	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	
通知	28	49.1%	16	69.6%	44	55.0%	
報道	29	50.9%	9	39.1%	38	47.5%	
研修	2	3.5%	0	0.0%	2	2.5%	
Web	1	1.8%	0	0.0%	1	1.3%	
知っていると回答した施設数	57	100.0%	23	100.0%	80	100.0%	

## ② 施設の受動喫煙防止対策について

#### a 施設の状況

全体では、敷地内禁煙110施設(85.3%)、施設内禁煙19施設(14.7%)で、建物内喫煙可能施設はなかった。

保育所等では、敷地内禁煙88施設(84.6%)、施設内禁煙16施設(15.4%)。

学校等では、敷地内禁煙22施設(88.0%)、施設内禁煙3施設(12.0%)であった。施設内禁煙であった施設は、専門学校、大学であった。

施設の状況	保育	所等	学校	交等	ıjiio	†
心改りかん	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
敷地内禁煙	88	84.6%	22	88.0%	110	85.3%
施設内禁煙	16	15.4%	3	12.0%	19	14.7%
建物内喫煙	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	104	100.0%	25	100.0%	129	100.0%



#### b 敷地内禁煙とする時期の設定の有無

全体では、「予定あり」4施設(21.1%)、「未定」15施設(78.9%)であった。

「予定あり」の施設では、敷地内禁煙とする時期は全て7月頃であった。

施設別では、保育所等では、未定が14施設(87.5%)、学校等では未定1施設(33.1%)であった。

S THE PROPERTY OF THE PROPERTY							
施設	予定あり		未	定	計		
心心	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	
保育所等	2	12.5%	14	87.5%	16	100.0%	
学校等	2	66.7%	1	33.3%	3	100.0%	
計	4	21.1%	15	78.9%	19	100.0%	

敷地内禁煙時期未定の理由は、全体では、テナント・借家11施設(73.3%)、喫煙者あり2施設(13.3%)の順であった。

施設内禁煙施設数が多かった保育所等では、テナント・借家を理由として挙げた施設数が多かった。

理由	保育所等		学校	交等	計		
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	
テナント・借家	11	78.6%	0	0.0%	11	73.3%	
喫煙者あり	1	7.1%	1	100.0%	2	13.3%	
検討中	1	7.1%	0	0.0%	1	6.7%	
その他	1	7.1%	0	0.0%	1	6.7%	
未定の施設数	14	100.0%	1	100.0%	15	100.0%	

# c 特定屋外喫煙所の設置について(回答のあった53施設)

全体では、設置なしと回答したのは、44施設(77.2%)であった。

保育所等では40施設(80.0%)が設置なし、7施設(14.0%)が設置あり、3施設(6.0%)が検討中だった。 学校等では、成人が在籍する専門学校、大学が喫煙場所を設置していた。

施設	設置なし		設置あり		検討中		計
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	ĀΙ
保育所等	40	80.0%	7	14.0%	3	6.0%	50
学校等	4	57.1%	3	42.9%	0	0.0%	7
計	44	77.2%	10	17.5%	3	5.3%	57

※特定屋外喫煙場所の設置場所としては、外階段、裏口、ベランダ、屋上、駐車場の隅、敷地の外側が 記載されていた。

※特定屋外喫煙所の設置なしの理由としては、保育施設のため、テナント・借家、吸う人がいないなどの 理由が記載されていた。

# ③ まとめ

今回の調査は、沖縄県禁煙認定推進制度において認定を受けていない施設及び沖縄県禁煙施設認定 推進制度において施設内完全禁煙施設として認定されている施設を対象とした。

特定屋外喫煙場所については、保育所等では、回答した施設の20%が、「設置あり」あるいは「検討中」と回答していた。また、学校等においては、回答した約43%が「設置あり」と回答していた。

乳幼児が利用する保育所等、未成年者が通学する学校等において受動喫煙が生じる懸念がある。 特定屋外喫煙場所は、第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所と定義され、

- ・喫煙をすることができる場所が区画されていること
- ・喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること
- ・第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること

が要件となっている。但し、第一種施設については、受動喫煙により健康を損なう恐れが高い者が 主として利用する施設であることから、敷地内禁煙とすることが原則であり、特定屋外喫煙場所の設 置は推奨されてはいないことから、施設の理解が十分であるか懸念がある。